主 本件上告を棄却する。 上告費用は、上告人の負担とする。 理 由

本件上告の理由は、別紙上告理由書記載のとおりであつて、これについて、當裁 判所は、次のように判断する。

第一点

農地調整法(昭和十三年法律第六十七号)は、昭和二十年法律第六十四号によりいわゆる第一次改正が、次いで昭和二十一年法律第四十二号によりいわゆる第二次改正が行われ、第一次改正法は昭和二十一年二月一日(但し本件で関係のない一部の規定は、同年四月一日)から、第二次改正法は昭和二十一年十一月二十二日か、それぞれ施行せられたところ、農地の賃貸借の解約等の制限に関し、第二次改正法は、「第九条第一項及び第三項中『解約』の上に『解除若ハ』を、同項の次に左の一項を加える。前項ノ承認ヲ受ケズシテ為シタル行為ハ其ノ効カヲ生ゼズ」と規定し、かつ附則第三項において、「この法律施行後勅令で定める時期までは、第九条第三項の規定中『市町村農地委員会ノ承認』とあるのは、『地方長官ノ許可』と、同条第四項の改正規定中『承認』とあるのは『許可』と読み替へるものとする。」と規定している。

従つて右第二次改正法の施行後である昭和二十一年十一月二十二日以後におい て、同法第九条第三項に規定〈要旨第一〉する賃貸借の解約の申入をするには、地方長官の許可を受けなければならないこともちろんであるが、右第二〈/要旨第一〉次改正法施行以前、従来の規定に従い、市町村農地委員会の承認を受けてなした解約申 入の効力は、右第二次改正法の施行により、何等の影響を受けることなく、所定の 期間の経過により、その効力を生ずるものと解するを相当とする。けだし法律は、 その施行以前に遡つて適用せられないことを原則とし、改正法に特にこのことにつ いての規定の存しない限り、行為当時の法規により適法になされた法律行為の効果 が、その後改正法の施行により、遡つてその効力を失うものとは解せられないとこ ろ前記第二次改正法は、その附則第二項においてその施行前従前の第六条第三号の 規定により、従前の第五条の規定による認可を受けないでした農地に関する契約のあるものについて、第四条の改正規定を適用することを規定しているにかかわら ず、施行前の第九条第三項の規定による市町村農地委員会の承認を受けてなした解 約の申入等について何等の規定をもしていないからである。上告人は、同法第二十 条の「第八条及第九条ノ規定ハ本法施行ノ際現ニ存スル農地ノ賃貸借ニモ亦之ヲ適 用ス(下略)」の規定は、右第二次改正注の規定について遡及効を認めたものであ るから、右〈要旨第二〉改正法施行当時存在していた賃貸借については、改めて地方 長官の許可を得なければならないと主張するが、〈/要旨第二〉右第二十条は昭和十三年法律第六十七号の附則であつて、第八条及び第九条の規定が昭和十三年八月一日右法律第六十七号施行の際現に存する農地の賃貸借にも亦適用される旨を規定せる に止まり、同条によつて、第二次改正法の施行により、前に掲げた附則第二項所定 の場合を除き、従前適法になされた法律行為の効果を遡つて失わしめる趣旨を規定 したものではない。してみれば被上告人が第二次改正法の施行前である昭和二十-年六月十三日にa町農地委員会の承認を受け、同年六月十五日民法第六百十七条に基いてなした解約申入の効果は、その後第二次改正法の施行により、その効力を矢わないことを前提として、その効果を判断した原判決は相当であつて、これと反対 の見解に立つて原判決を非難する所論はこれを採用することができない。

規定によるa町農地委員会が、従来の構成により、会議を開き、同法第九条による

承認をなすべきかどうかを議決したのは適法であつて、上告人がこれと異る見地に立ち、改正法による委員会の構成を前提とする所論(1)は採用の限りでたい。また所論甲第一号証は、a町農地委員会長Aが、被上告人に対してなした承認の指令であつて、承認の議決そのものではない。適法に構成せられた委員会において、承認の議決が有効になされたことは、原判決の認定するところであり、すでに議決にして有効に成立せる以上、これが外部に対する通知である指令は、会議に出席せると否とを問わず、議事録に基き、会を代表する会長においてこれをなすは常則であつて、敢て異とすべきではない。(当時の農地調整法施行令第三十条参照)所論(2)も採用することができない。

笹二占

原判決は適法な証拠に基き、本件畑の賃貸借の当事者は、被上告人と上告人とであって、訴外Bを含まないものと認定しており、判決に掲げてある証拠によれば、右の事実を認め得られないことはない。して見れば論旨は、つまるところ、原審が適法になした事実認定を非難し、かつ原判決の認定しない事実を前提としてなされているもので、適法な上告の理由とはならない。 第四点

以上の理由により論旨はいずれも、その理由がないから、本件上告は理由がないと認め、民事訴訟法第四百一条、第八十九条、第九十五条を適用して、主文のとおり判決した。

(裁判長判事 小堀保 判事 原増司 判事 高井常太郎)